

茂原市こども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、こども食堂の新規開設及び運営に係る経費を補助することで、こども食堂の安定的かつ継続的な活動の一助となり、ひいては、市内のこどもたちの居場所づくり、貧困家庭の支援等に寄与することを目的とし、予算の範囲内で茂原市こども食堂支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茂原市補助金等交付規則（昭和60年茂原市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 地域のこども（おおむね18歳未満の者をいう。）を対象に無料又は低額な料金で食事の提供を行う事業であり、かつ、市公式ウェブサイトに掲載するもの。
- (2) 運営補助 こども食堂を運営するにあたり必要な補助
- (3) 新規開設補助 こども食堂を新規に開設するにあたり必要な補助

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内でこども食堂を実施し、その実績が確認できる団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款、規約、会則等を備えていること。
- (2) 原則として、定期的にこども食堂を実施していること（新規開設補助は除く。）。
- (3) 営利を目的とする活動又は政治的活動を行わないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関係していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び申請の回数については、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に係る収入（国・県若しくは他の地方公共団体又は民間の助成機関による同種の補助・助成、寄附金又は参加者の負担金等）を除いた額とし、1団体あたり24万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端

数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、茂原市子ども食堂支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施団体の定款、規約又は会則及び役員名簿

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、茂原市子ども食堂支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、茂原市子ども食堂支援事業実績報告書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書に係る内容の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定し、茂原市子ども食堂支援事業補助金確定通知書（別記第4号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助対象者は、茂原市子ども食堂支援事業補助金交付請求書（別記第5号様式）により、市長に補助金を請求しなければならない。

(関係書類の整備等)

第10条 補助対象者は、子ども食堂の新規開設及び運営に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の会計を確実に区別した上で当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条）

補助対象	補助対象経費	補助金の額	申請の回数
運営補助	報償費、教育訓練・研修費、旅費（交通費）、消耗品費、燃料費、食糧費（食材費）、印刷製本費、光熱水費、通信費、郵便代、運搬料、保険料、使用料及び賃借料、委託料	1団体当たり24万円以内（実施回数に1万円を乗じた額を限度とする）	年度内1回限り
新規開設補助	備品購入費、修繕費、工事請負費及び既存食堂開催運営事業の補助対象経費と同じ	1団体当たり10万円以内	新規開設年度に1回限り